

## 下関市勤労福祉会館本館に設置する自動販売機設置事業者の公募公告

下関市勤労福祉会館本館に自動販売機を設置する者を次のとおり、公募により募集します。

令和7年2月20日

下関市長 前田 晋太郎

### 1 公募に付する事項

(1) 名称 下関市勤労福祉会館本館に設置する自動販売機設置事業者

(2) 公募物件

設置場所	台数	幅	奥行	利用可能面積	備考
下関市勤労福祉会館 本館1階	1台	2.0m以内	2.0m以内	4.0㎡	

注1 設置する自動販売機の販売品目は、缶・ペットボトル・ビンで密閉された容器入りの清涼飲料水等とする。

注2 下関市勤労福祉会館本館の所在地は、下関市幸町8-15である。

注3 自動販売機等の設置場所の寸法には、自動販売機脚部に設置する転倒防止用鉄板等の寸法及び容器回収ボックスの寸法を含む。

注4 自動販売機等の設置場所の寸法の範囲内で、かつ、利用可能面積の範囲内であること。

注5 災害対応型（災害発生時に無料で清涼飲料水等の提供が可能なもの。）であることが好ましい。

注6 自動販売機の種類によっては、商品の補充やメンテナンスのための扉の開閉等に支障の恐れがあるため、事前に設置場所の確認を行うこと。

(3) 設置期間 令和7年5月1日から令和8年3月31日まで

ただし、設置事業者の行政財産の使用状況を勘案し、当該行政財産の用途又は目的を妨げない限度において自動販売機の設置を許可できると下関市が判断した場合は、1年間の使用延長を2回まで可能とし、引き続き設置することができる。

### 2 公募に参加できるものの資格

公募に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者でないこと

(2) 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当して一般競争入札又は指名競争入札に参加させないこととされている者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者でないこと。

- (3) 下関市内に本店、支店又は営業所を有する法人であること。又は下関市内に住所を有する個人（事業者に限る）であること。
- (4) この公告の日から見積り合わせまでの間のいずれの日においても下関市競争入札参加有資格者指名停止等措置要綱に基づく参加停止を受けていないこと。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）に規定する暴力団又はそれらに関連すると認めるに足りる相当の理由のある者でないこと。
- (6) 市税を完納していること。
- (7) 応募の日から過去3年間に於いて自動販売機の設置実績を有する者で、その間、健全な経営を行っている者。

### 3 公募に関する事務を担当する課の名称等

下関市産業振興部産業立地・就業支援課

〒750-0006 下関市南部町21-19 下関商工会館4階

TEL (083) 231-1310

FAX (083) 235-0910

### 4 契約条項を示す場所

上記3の場所とする。

### 5 公募手続等

設置事業者を選考する方法は見積り合わせとする。

#### (1) 応募に必要な書類の配布期間及び場所

①配布期間 令和7年2月20日（木）から令和7年3月3日（月）まで（閉庁日を除く。）の午前9時から午後5時まで

②配布場所 上記3の場所に同じ

なお、下関市ホームページからもダウンロードできる。

#### (2) 応募の提出書類、期限、場所及び方法

##### ①提出書類

ア 応募申込書（法人は様式第1号、個人は様式第2号）

イ 応募申込書に記載している必要書類

②提出期限 令和7年3月3日（月）午後5時15分 必着

③提出先 上記3の場所に同じ

④提出方法 持参、郵送又は電子メール（[sgsangyo@city.shimonoseki.yamaguchi.jp](mailto:sgsangyo@city.shimonoseki.yamaguchi.jp)）により提出すること。持参の場合は、土曜日、日曜日及び祝日を除く午前8時30分から午後5時15分までとする。なお、郵送の場合は、簡易書留郵便（宅配便可）によること。電子メールにて提出する際には、併せて電話連絡すること。

#### (3) 仕様等に関する質問の受付及び回答

①質問方法 「仕様等に対する質問・回答書（様式第3号）」を電子メールにより提出すること。

※併せて電話連絡すること。

②受付期間 令和7年2月20日（木）から令和7年2月28日（金）の午後5時まで

③宛 先 下関市産業振興部産業立地・就業支援課

E-mail sgsangyo@city.shimonoseki.yamaguchi.jp

※選考後、仕様等についての不知又は不明を理由に異議を申し立てることはできない。

(4) 応募申込書等必要書類による審査結果不適合の者

①審査結果の通知

応募申込書を提出した者について、提出された応募書類の審査の結果、不適合と認められる者に対してはその旨を通知する。この通知を受けた者は、この選考に参加することができない。

②選考参加資格要件不適合の理由の説明要求

選考参加資格要件不適合通知を受け取った者は、3月6日（木）までに、説明を求める書面を提出することができる。

(5) 応募申込書等必要書類による審査結果適合の者

①審査結果の通知

適合した者に対して、選考に必要な書類の提出を求める。なお、必要な書類の様式は電子メールにて送付する。

②提出書類

ア 見積書

イ 設置を予定している自動販売機のカタログ

※一旦提出された見積書等（カタログを除く。）の変更、取消又は引換えには一切応じない。

③提出期限 令和7年3月11日（火）まで（閉庁日を除く。）の午前9時から午後5時まで（郵送の場合は必着）

④提出方法 持参又は郵便等（書留郵便、特定記録郵便その他これに準ずる方法によるものに限る。）

6 選考日

令和7年3月12日（水）

7 設置予定事業者の決定方法及び公表

(1) 決定方法

有効な見積書を提出した者のうち、見積書に記載された金額（売上手数料月額）が、下関市が定める予定価格以上でかつ最高額の者を設置予定事業者とする。なお、同額となった場合は、災害対応型の自動販売機設置予定のものを優先し、それでも判断がつかない場合はクジにより決定する。

(2) 設置事業者の公表

設置予定事業者を決定したときは、選考に参加した者全員に設置予定事業者名及び売上手数料を通知する。また、契約締結後、下関市ホームページにおいて設置事業者名を公表する。

8 選考の無効等

次の見積は無効とする。

(1) 選考への参加資格のない者の提出した見積

(2) 公告に示した諸条件に違反した者の提出した見積

- (3) 談合、その他不正な行為があったと認められる者の提出した見積
- (4) F A X又は電子メールによる見積
- (5) 記名押印のない見積
- (6) 見積金額等必要事項の記載のない見積
- (7) 同一人が同一事項について2以上の見積をしたもの
- (8) 消せるボールペン等、容易に内容が改ざん可能な筆記用具を使用して記載した見積

## 9 設置条件

### (1) 使用済容器回収ボックスの設置

販売する清涼飲料水等に適合した使用済容器回収ボックスを設置すること。

### (2) 自動販売機の規格等

- ①原則として設置期間中は常に販売可能な状態を継続すること。
- ②装飾は公序良俗に反しないものであること。
- ③1,000円紙幣が使用できること。(新・旧紙幣共)
- ④可能な限りユニバーサルデザインであること。
- ⑤ノンフロン対応機であること(フロン又は代替フロンは使用しないこと。)
- ⑥転倒防止対策を施すこと。
- ⑦電気等の使用量を計測するための子メーターを設置すること。
- ⑧設置する自動販売機本体等を変更する場合は、事前に下関市に申し出ること。

### (3) 設置上の注意

設置に当たっては、電気設備の確認を行い、自動販売機及び使用済容器回収ボックス等について施設管理上必要な指導を受けたときは、それに従うこと。

## 10 行政財産使用許可

使用を許可する面積は、自動販売機、使用済容器回収ボックス及び自動販売機脚部に設置する転倒防止用鉄板等を投影する部分であり、使用料は、利用可能面積を基に下関市行政財産使用料条例(平成17年2月13日条例第91号)の定めるところにより算定した金額となる。

※(参考)令和6年度の1㎡当たりの行政財産使用料(年額)12,204円

なお、条例の改正等により額を変更する場合がある。

### 11 売上手数料

- (1) 売上手数料の納付方法等について、下関市と設置予定事業者が契約する。
- (2) 売上手数料は、下関市が発行する納入通知書により、毎月指定する期日までに全額納入すること。
- (3) 設置事業者は、下関市が定めた売上実績報告書を、毎月指定する期日までに下関市に報告すること。

### 12 その他必要経費等

- (1) 自動販売機の設置及び撤去に要する工事費、移転費等一切の費用は設置事業者の負担とする。また、自動販売機の運転に必要な光熱水費の使用料(実費弁償金)は、全額を設置事業者の負担とし、下関市が発行する納入通知書により、毎月指定する期日までに全額納入すること。

- (2) 実費弁償金の算定の基となる使用量は、設置事業者が設置する子メーターの指示値を設置事業者が毎月指定された日までに計測し、毎月指定する期日までに下関市に報告すること。

### 1.3 使用条件

使用期間前及び使用期間中は、次のことを遵守すること。

- (1) 使用許可条件を遵守し、行政財産使用料を期日までに全額納入すること。
- (2) 自動販売機を設置する権利を第三者に譲渡又は転貸してはならないこと。
- (3) 販売品の搬入、廃棄物の搬出時間及び経路については、下関市の指示に従うこと。
- (4) 販売品は、缶、ビン又はペットボトルの密閉式の容器入りの清涼飲料水や乳製品など多品種、他品目により構成するよう努めること。また、酒類（いわゆるノンアルコール飲料も含む。）の販売は行わないこと。
- (5) メーカー希望小売価格（定価）以下で販売すること。

### 1.4 維持管理責任

次のことを遵守すること。

- (1) 商品補充及び金銭管理など自動販売機の維持管理については、設置事業者が行うこと。また、商品の賞味期限が過ぎたものを販売しないように注意すると共に、在庫及び補充管理を適切に行うこと。なお、自動販売機の所有、設置管理、故障等発生時の対応、商品の補充及び売上代金の回収等を他者に行わせようとする場合は、自動販売機を設置しようとする日までに当該他者との間で委託契約又は協定等を締結し、その場合にあっては、設置事業者として決定を受けた後、「自動販売機の管理関係証明書（様式第4号）」及び当該委託契約書又は協定書等の書類の写しを下関市に提出すること。
- (2) 使用済容器回収ボックス内にある使用済容器は、設置事業者の責任で適切に回収及びリサイクルを行うこと。
- (3) 食品衛生について、商品販売に必要な営業許可を受け、許可書の写しを設置事業者として決定を受けた後、下関市に提出すると共に、関係法令等を遵守して衛生管理に万全を期すること。また関係機関等への届出及び検査等が必要な場合は、遅滞なく手続き等を行うこと。
- (4) 自動販売機の設置に当たっては、据付面を十分に確認したうえで、安全に設置すること。
- (5) 自動販売機の故障、問い合わせ及び苦情については、設置事業者の責任において対応すること。また、自動販売機に故障時等の連絡先を明記すること。

### 1.5 原状回復

設置事業者は、許可期間が満了又は許可が取り消された場合は、速やかに原状回復すること。ただし、下関市が原状回復をする必要がないと判断した場合はこの限りではない。なお、原状回復に際し、設置事業者は一切の補償を下関市に請求することができない。

### 1.6 使用許可申請の手続き

- (1) 設置予定事業者は、令和7年3月18日（火）までに、令和7年度分の行政財産使用料許可申請

書を提出すること。

《行政財産使用許可申請提出書類》

①行政財産使用許可申請書（下関市公有財産取扱規則様式第4号）

②使用しようとする行政財産使用範囲を明らかにした図面（設置場所の自動販売機、使用済容器回収ボックス、子メーター及び自動販売機客部に設置する転倒防止用鉄板等の配置がわかる図面。）

(2) 令和8年度及び令和9年度の契約更新を希望する場合は、当該年度分の行政財産使用許可申請書を提出すること。また、次年度以降の契約更新を希望しない場合は、契約辞退・解除申請書（様式第5号）を提出すること。

(3) 行政財産使用許可申請書又は契約辞退・解除申請書の提出期限

令和8年度分 令和7年12月25日（木）まで

令和9年度分 令和8年12月25日（金）まで

#### 1.7 契約辞退・契約解除について

設置予定事業者が契約を辞退しようとする場合は、遅滞なく契約辞退・解除申請書を提出しなければならない。

設置事業者が契約後、その契約を解除しようとする場合は、契約解除しようとする日から起算して3ヶ月前までに契約辞退・解除申請書を提出しなければならない。

#### 1.8 設置事業者としての決定又は使用許可の取消

次のいずれかに該当する場合は、設置事業者としての決定又は使用許可を取り消す。

(1) 正当な理由なくして、指定する期日までに使用許可の手続きに応じなかった場合

(2) 設置事業者が「2 公募に参加できる者の資格」の(1)から(5)までに該当しなくなった場合。

(3) 下関市に対して必要な報告をせず又は虚偽の報告をした場合

(4) 設置（予定）事業者が契約辞退・解除申請書を提出した場合

なお、設置事業者としての決定又は使用許可の取消しを受けた場合、以降2年間は下関市産業振興部産業立地・就業支援課が行う自動販売機の公募に参加できない。

#### 1.9 不可抗力による販売の休止について

天災、下関市の施工する工事等、設置事業者に非のない理由により、余儀なく販売を休止しなければならない場合は、以下のとおりとする。

(1) 販売休止期間が1ヶ月のうち7日以上の場合、その月の売上手数料の額は、日割計算の方法によって算定する。

(2) 販売再開の目途が立たない場合は、販売休止の日をもって、契約を解除することができる。

#### 2.0 その他

使用許可等の手続きに関する一切の費用については、設置事業者の負担とする。

## 2.1 参考データ

- (1) 本館利用者数 令和4年度 58,109人  
令和6年度11月～1月までの3か月 7,785人  
※令和5年度及び令和6年度5月～11月中旬まで工事のため、休館又は一部利用制限あり。
- (2) 本館開館時間 月曜日から土曜日まで 午前9時から午後10時まで  
日曜日及び休日 午前9時から午後5時まで
- (3) 休館日 4月29日から5月5日、8月13日から8月16日、12月29日から翌年1月5日
- (4) 公募対象自動販売機位置図（別紙参照）